

支部ニュース

2013 年 6 月 No. 475

発行 自由法曹団東京支部

メールアドレス dantokyo@dream.com 〒112-0002 文京区小石川

2-3-28-201 TEL03-3814-3971 Fax03-3814-2623 郵便振替 00130-6-87399

●韓国・民弁ツアー

※韓国・民弁との平和交流に参加して・・・・・・・・・・・・・・・・島田修一

※韓国「民弁」と北東アジア平和を考える3日間の旅・・・・・・・・齊藤園生

●憲法問題

※第4回連続憲法学習交流会「平和への権利」について

(5月連続憲法学習会講義大要)・・・・・・・・・・・・・・笹本 潤

※第4回連続憲法学習交流会「国連・平和への権利について」に参加して・・・・前川雄司

※憲法の年にふさわしく運動を強化中♪～憲法問題にとりくんで～・・・・・・・・中川勝之

●メーデー

※第84回中央メーデーに参加して・・・・・・・・・・・・・・枝川充志

※三多摩メーデー報告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・小口明菜

※メーデー、えーでー！・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・竹村和也

●若手弁護士へのメッセージ

※「団結の時代」は再び来るか・・・・・・・・・・・・・・・・・・宮里邦雄

※「みちのくを駆けた青春」を拝読～・・・・・・・・・・・・・・船尾 遼
人が生きる権利が尊重される社会を目指して

※『私の事件簿』への返書」をうけとって・・・・・・・・・・柴田五郎

●三鷹弾圧事件報告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・井口宇乃

●五反田法律事務所の紹介・・・・・・・・・・・・・・・・・・串山泰生

●新人紹介・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・金湖恒一郎

●UR高幡台事件不当判決の検討会を開催します。皆さま是非ご参加下さい！・・・・瀬川宏貴

●異議ありオリンピック～スポーツ振興局招致推進部との面談・・・・・・・・市野綾子

●今年もサマーセミナーに参加ください

●5月幹事会議事録

●日誌

韓国・民弁ツアー

韓国・民弁との平和交流に参加して

旬報法律事務所 島田修一

- 1 民弁との交流に参加した。民弁会長ジャン ジュン弁護士の歓迎挨拶に続き、米軍問題委員会委員長のチョ・ヨンソン弁護士から、主に北の核問題にどう向き合うべきか、が報告された。

韓国政府のそれは「北はまず核を放棄せよ」。しかし、市民団体の多くは「放棄しない限り援助しない、では解決しない」「北との意思疎通こそ大事」「6ヶ国協議を早期に再開すべきであり、南の政府が主導的に対話を求めているべきだ」の声が多数。また、対話を進めていくためにも北への2つの「威嚇」を見直すべきだ、と。1つは、軍事予算。南の軍事費は34兆ウォン（3兆4000億円）で国家予算の10%、対する北の国家予算は22兆ウォン（2兆2000億円）。南の国防費は北の国家予算よりずっと多い。この数字が北への威嚇となっている。2つは、米韓合同軍事演習。今年3月から始まった合同演習にはB52、ステルス戦闘機、航空母艦ニミッツが参加。「米韓合同軍事訓練で北を威嚇することを中止せよ」が市民団体の要求。休戦協定から60年経過。威嚇を止め、対話を繰り返し、休戦協定を終戦協定（不可侵条約）に変えなければならない。民弁はその努力をしている、との決意が伝えられた。

続いて、日本から団東京支部の早田由布子次長がレポート。日本国憲法誕生の由来とその理念を紹介した後、安倍政権が高い支持率を背景に改憲策動を強めている憂慮すべき現状と、これに対する反対運動の広がり。同時に、国民の中に生まれてきている慢性的政治不信、中国脅威・北朝鮮脅威の喧伝、領土問題を契機とする武装化支持の高まり、ネット右翼や在特会の動向など、軽視できない国内状況のもう1つの側面。現在の状況を的確に分析したレポートであった。その後、質疑、意見交換、9条世界会議関西の参加要請と続いた（3時間）。

- 2 交流を通して明らかになったこと。それは、韓国の人々は今の日本に対し厳しい眼差しを向けている、ということである。「侵略という言葉の定義は変わる」「靖国は祖国のために亡くなった方への慰霊だ」との安倍発言、閣僚の靖国参拝、更には橋下徹の「慰安婦必要」発言など、過去の歴史を認めない日本の政治家の軍国主義化への発言や動きは、自分たちの過ちを認め、その反省とそのための行動をしっかりとやってきたドイツと全く逆の動きである、との厳しい批判が出た。

翌日もその光景を目にした。ソウルの日本大使館前に皆で行ったが、そこでは日本軍「慰安婦」への抗議活動が行われていた。1992年から毎週水曜日、すでに1000回を超えたとのことだが、ハルモニ（お婆さま）を真ん中にして200名以上、多くの若い女性と沢山のTVカメラ（TV東京も）が集まり、ハルモニと支援女性団体の発言が続いた後、団東京支部の斉藤園生事務局長が連帯挨拶し、盛大な拍手が送られた。そこで目が留まったプラカード。何と書いてあったか。日本語（ひらがな）で「れきしをわすれた みんなに みらいはない」。

先の侵略戦争で日本軍は2000万人に及ぶアジアの人々を殺戮したが（世界で6000万人）、その戦争の惨禍を引き起こしたことを深く反省し、二度と戦争はしない、平和な国際社会をつくるその先頭に立つとした決意と世界への公約を「わすれた」ばかりか、「反省・決意・公約」に逆行する安倍政権への韓国の人々も怒りがプラカードに込められていた。日本軍国主義から35年に及ぶ植民地支配を受け、多くの犠牲を強いられた韓国の人々が怒るのは当然である。

3 民弁は、韓国の民主化運動が軍事独裁を倒した1987年の翌年、進歩的な弁護士が初めて「集団」として活動するために結成された（団員800名）。私は5年前の民弁創立20周年以来の今回の参加であったが、9条改悪は「日本の問題だけでなく、北東アジア全体の平和に影響する」ものであり、北東アジアの平和構築のためにも9条改悪は絶対に許さない、が交流をとおして確認できた。北東アジアは今でも大量の通常兵器と核兵器が集中し、対立と緊張が続いている地域。その緊張状態を打開し、多国間協力による平和的安定の構築へ向けて踏み出すためにも、9条改悪は絶対に阻止しなければならない、「れきし」を伝え、「対話」を求める声を広げていかなければならない、以上を確信した。

また、9条改悪を許さない国境を超えた連帯活動を進めていくことも確認された。2008年5月、「9条世界会議」が千葉・幕張で開かれたが、そこに参加した民弁の人々は3万人もの参加者を見て驚き、日本の平和団体の運動に感動した、と今回述べられた。その世界会議の成功が改悪阻止の大きな力となったことは記憶に新しい。5年後の今年10月13、14日、「9条世界会議IN関西」が大阪で開かれる。安倍政権の改悪策動が強まる今、全国そして世界から多くの人々が世界会議（13日国際会議、14日は1万2000名）に結集し、連帯の力で阻止していかなければならない。実りの多い交流でした。

韓国「民弁」と北東アジア平和を考える3日間の旅

事務局長 齊藤 園生

1 はじめに

5月13日から15日までの3日間、韓国「民弁」（「民主社会のための弁護士の会」）との共同シンポ開催のため、ソウルを訪問した。今回の交流は国際法律家協会と自由法曹団・東京支部の共催で、日朝協会が後援した。

2008年民弁20周年の記念シンポに多数の団員が参加したが、団東京支部としてはそれ以来の5年ぶりの民弁との交流である。参加は東京支部の弁護士5名、国法協の弁護士2名、日朝協会関係者5名、科学者会議1名、9条世界会議4名の合計17名であった。

2 行動日程は以下の通り

① 1日目

羽田から空路で金浦空港へ。ホテル到着後、火災で焼失した南大門を見学。すでに南大門はき

れいに修復され、火災の後には全く感じられない。少し早い夕食は明洞付近の韓国家庭料理のお店で。

② 2 日目

午前中は自由時間。一部は南北の国境に近いオドゥサン統一展望台付近を見学。

午後は民弁事務所で共同シンポ「北東アジアの平和を考える」。民弁からは議長はじめ 8 人が参加。民弁からはチョ・ヨンソン弁護士が、「北の核開発問題」について、日本から早田布由子団員が「自民党改憲草案の危険性」についてそれぞれ基調報告をし、意見交換をした。夜は民弁と夕食・交流をした。

③ 3 日目

午前中は市内観光と韓国最高裁を見学した後、昼には日本大使館前の水曜デモに参加。日本軍「慰安婦」の元慰安婦のハルモニとその支援者が、毎週水曜の昼に抗議と謝罪を求める行動を、すでに 10 年以上行っている。この日は橋下大阪市長の暴言が大きく韓国で報道され、多数の報道陣もきていた。時間をいただき連帯挨拶も行った。その後空路日本に帰国。

2 最後に

訪韓中には橋本発言・石原発言だけではなく、安倍首相が試乗したブルーインパルス機体番号が「731」となっていることなど、日本の政治家の言動が韓国メディアで大きく取り上げられ、批判を浴びていた。また民弁の弁護士たちも日本の政治情勢には非常に敏感で、特に 9 条を巡る改憲策動に懸念を表明するなど、関心の高さを伺わせた。日本の保守勢力が、戦争責任を否定し、9 条を改正し軍事大国化を歩もうとする姿勢が、いかにアジアの人々からみれば許し難い行為なのか、実感できる旅だった。

憲法問題

第 4 回連続憲法学習交流会「平和への権利」について

(5 月連続憲法学習会講義大要)

あかしあ法律事務所 笹本 潤

1 平和への権利宣言案

「平和への権利 (Right to peace)」は国連の場でいま一番語られている問題。その内容は「一人ひとりが平和のうちに生きることができるよう、国家や国際社会にそれを要求することができる権利」というものである。

現在、国連人権理事会で「平和への権利宣言草案」の条文のたたき台が議論されている。これを紹介したい。

宣言案は 1 条から 14 条までである。専門家からなる諮問委員会があり、日本からも坂本茂樹神戸大学教授が委員会のメンバーとして起草に加わっている。

最初に宣言案を起草したのは、スペインのNGO「スペイン国際人権法協会」で、同協会が2005年頃から作りはじめた。この8割ぐらいが取り入れられたのが上記宣言案。

1条は諸原則。

2条は人間の安全保障。1項には、「恐怖と欠乏からの自由」とある。これは日本の憲法前文と同じ。1項では「積極的平和」がキーワードとなっている。「消極的平和」は戦争がない状態。「積極的平和」とは、構造的暴力がない。貧困や格差自体がこれにあたる。2項は平和のうちに生きる権利を規定。5項では女性の役割を強調。意思決定に女性の代表者の増員とある。7項では、構造的暴力を規定している。

3条1項は、武器取引の禁止。最近、武器貿易条約（ATT）が国連で採択された。これは国と国の取り決め。しかし本件は権利なので、国民が国にモノが言えることになる。これまでの軍縮条約等とは違う。3項は核兵器廃絶を権利とし、4項は平和地帯と非核兵器地帯の創造を規定している。

4条は平和教育の権利を規定し、5条は良心的兵役拒否を権利として措定する。6条は民間軍事会社等の問題、7条は国内の独裁的な政治に対する抵抗する権利を、8条はPKO要員が犯罪を犯した場合の規定、9条は発展の権利や社会権をとりあげる。10条は環境権も平和維持に必要として掲げている。11条は人権侵害の被害者の効果的救済を規定し、12条は難民が保護されるべきことを規定、13条は権利が守られるよう監視されるべきことを規定している。

2 宣言案の見通し

宣言案がこのまま通るかわからないが、人権理事会で決まり国連総会で採択されると国連宣言ができる。宣言なので直接的な法的拘束力はない。かつての世界人権宣言のようなもの。政治的な色彩をもったソフトローと言える。2015年ぐらいを目途に採択を目指している。

世界人権宣言も、最初は宣言から始まり、後に自由権規約など拘束力を持つようになった。同じように、宣言から人権条約に、という形をとることを狙っている。

いままでは平和は目的や理念であったが、権利にしようとするもの。平和的生存権の考えを、世界の人権にしていくプロセスでもある。

3 各国の攻防

憲法9条を変える動機について、日本では「普通の国」を前提としている。この背景にはアメリカ中心の軍事に頼る国際政治がある。これを変えないと日本の改憲策動も変わらない。変えようとする動機自体を変えることが必要。

この宣言案については、アメリカが一番目くじらたてて反対している。将来的に自国が拘束されるのではないかと恐れている。

そもそもこの宣言案が出されるようになったきっかけは、イラク戦争。スペインのNGO等が考えたのは、国連憲章だけではなく、平和への権利を権利化して縛りをかけないと、アメリカの行為を止められないのではないかとこの視点があった。

アメリカやEUの意見の特徴は、議論していること自体に反対していること。この宣言が採

扱われること、つまり平和への権利が認められることをすごく恐れている。

日本政府は反対、アメリカ、EU、韓国も反対。日本政府は反対しつつ、意見を言わないが、今のところ、アメリカと同じスタンス。EUも反対する。EUは、平和も人権も大事。結びつきについて議論することは大事という。「平和への権利」を否定して「平和と人権」というテーマに変えようと言っている。総じて先進国はつぶそうとしている。

4 これまでの動向

2005年からNGOの会議をもってNGO案が出され、2010年にはNGOの意見をまとめて権利が条文化された。その上で、2011年に国連の場に提出された。日本のNGOもこの2、3年、積極的に参加に理事会の議論の場に参加している。

国連自体の動きとしては、1984年には「人民の平和への権利」決議がある。これは簡単なもの。その後、2008年にNGOが案を提案してから、毎年、平和の権利を国際法典化するという決議があげられた。2012年7月には作業部会設置決議。しかし賛成が34か国あるものの、EU等12か国が棄権し、アメリカが反対した。

最終的には国連総会で決まる。多数決かコンセンサスという採択方式問題があるが、現在は後者を目指している。しかしアメリカは反対しているため、うまくいってもかなりの条文が削除されるかもしれない。

今年2月に第1回作業部会がジュネーブで開催された。

そこでは、一般討議では「平和が人権ではなく、(既存の人権を実行して実現できる)目標である」との反対意見が出されたり、「保護する責任」については「はっきりしない漠然としたテーマについての言及をさけるべきである」との議論がなされた。

また、「人間の安全保障」をめぐるのは、「テロの問題の認識なくして、人間の安全保障の問題は考えられない」として、テロとの戦いについて言及されるべきとされた。

さらに、2条3項の「保護される権利(保護する責任)は、軍事的介入を招く」として批判があったり、3条の軍縮については、アメリカから「軍縮は政府がやるから、人民は口を出すな」「人権理事会は軍縮の議論すべきでない」という旨の発言があった。

5 今後について

2014年2月までに意見書を提出する予定。その時までには言うべきことをいわないと全部削除されてしまう。そのため、意見書を出す手はずを整えている。

NGOなどの役割が重要である。もともと案の8割ぐらいはNGOが提示したもの。案には軍事基地をなくす権利も入っていた。国連の段階なると落とされた。日本の平和的生存権は、世界に一つしかない。憲法上の権利、判決もある、日本のNGOが発言することは大事。他の国のNGOも期待している。

他方で、賛成国の議論は、説得力のあることを言っていないのが実態。日本は「人権」とすることの意味を発信できる。他の国はできない。そうであるから、国際法と憲法の学者が協力して意見書を作成する。

2013年6月に人権理事会で決議される予定。これは手続き的な決議。これに対して日本

政府やアメリカがどういう意見をいうか。2014年2月に第2回の作業部会、同年6月には国連総会に提案する内容を決める。そして2014年か15年に総会で審議され、採択という運びとなっている。

第4回連続憲法学習交流会「国連・平和への権利について」に参加して

幹事長 前川 雄司

5月22日午後5時30分から第4回連続憲法学習交流会が開かれ、笹本潤団員から「国連・平和への権利について」というテーマでお話をうかがいました。

2003年のイラク戦争をきっかけにスペインの市民団体（スペイン国際人権法協会）が平和への権利を国際人権にする運動を始め、30回以上のNGO会議が開かれて、2010年12月にNGOの意見をまとめたサンティアゴ宣言が採択され、現在1000以上のNGOが賛同し、国連に「平和への権利・国連宣言」を作るように働きかけているそうです。

2011年にサンティアゴ宣言が国連に提出され、国連人権理事会諮問委員会が作成した「平和への権利に関する宣言草案」が国連人権理事会で議論されているということで、その経過や内容などについて報告していただきました。

課題はたくさんあるようですが、さまざまな議論がなされており、その中からどんなコンセンサスが生まれるか注目する必要があると感じました。

内容については、平和への権利・日本実行委員会のサイトなどをご覧ください。
(<http://www.right-to-peace.info/>)

「全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有する」ということがコンセンサスとなるならば、国連に縛られずに戦争しようとするアメリカ政府などの企てはより困難になることでしょう。

北朝鮮の核開発問題や中国の軍拡問題にどう対処していくかという問題についても、日本国憲法前文をふりかえって考える対話とコンセンサスが大切ではないかと思った次第です。

憲法の年にふさわしく運動を強化中♪ ～憲法問題にとりくんで～

東京法律事務所 中川勝之

東京法律事務所9条の会は、憲法の年にふさわしく、憲法の意義を広め、あらゆる改憲策動に反対する運動を強化中です。

普段からの毎月1回の9の日宣伝では、「明日の自由を守る若手弁護士の会」のチラシを配布していますが、好評で受け取りが良い状況です。

また、今の憲法の価値を確認しつつ、2012年4月の自民党改憲草案の危険性を訴えた「憲

法紙芝居」を作成しました。事務所のホームページで紹介するとともに笹山団員による上演をYouTubeにもアップしました（14分26秒）。憲法紙芝居のパワーポイント又はJ P E G形式でのデータをメールにて提供しています。任意額のカンパをお願いしているが、ぞくぞく寄せられています。

年1回の9条の会総会（2013年4月24日）では、憲法紙芝居を初紹介するとともに、労働組合やその他の団体・個人での憲法問題での取り組みを交流する場を設けました。街頭宣伝では反応が良いという意見もあれば、周りの人に話をしても反応はいまいち、どう話をしていけば良いか分からない等、様々な意見、報告がなされましたが、とにかく試行錯誤しながら憲法を語っていかうという決意を固めた総会になりました。

地域の9条の会からの学習会講師の依頼も増えているようで、珍しく私自身も早稲田9条の会で講師を務めました。

改憲派の息の根を止めるまで共に頑張りましょう♪

訂正

5月号(474号)において「見前に跳んだ！新人弁護士の憲法学習会」の記事は憲法学習会への感想でなく、憲法の問題に取り組んでの実践報告の内容でした。謹んでお詫び申し上げます。

メーデー

第84回中央メーデーに参加して

事務局次長 枝川充志

前日から雨が降り、今年のメーデーはあいにくの曇り空。過去、第80回メーデーの記事を寄稿させていただいたことがあるのですが、その時の記事を見ると、「派遣切り」「官製貧困」「都立病院つぶし反対」「保育制度をかえるな」「仕事をよこせ」「農業を守れ」「ソマリア派兵反対」「海賊対処法案反対！」のプラカードが掲げられ、参加人数は約3万6000人（主催者発表）となっていました。当時は経済不況とあいまって、派遣切り問題がクローズアップされていた。

これに対して今年の第84回メーデーは、「消費税増税反対」「T P P参加阻止」「賃上げ」「憲法を守ろう」「原発ゼロ」「震災復興」がキーワードとなり、問題が多面的でかつ大きなテーマが並んでいたように思います。参加人数は2万1000人（主催者発表）。

会場となった代々木公園では、各種運動の関係者が所狭しとプラカードや怒りの握りこぶしをかたどった模型などを用意し、各テーマについて声をあげていました。

中央メーデー宣言では、間近に迫った都議選・参院選で安倍内閣の暴走にストップをかけ、すべての労働者の賃上げと安定雇用、震災の早期復興、原発ゼロ、憲法改悪反対の闘いを前進させるとの内容が盛り込まれました。

その後、デモ行進がはじまりましたが、年に一度、シュプレヒコールをあげながら明治公園まで青山や表参道を当たり練り歩くのは実に気持ちのいいものです。

さまざまな問題がある中で、今年の特徴はやはり憲法改悪。入口で「明日の自由を守る若手弁護士会」の憲法改悪についてのチラシを配っていたところ、多くの人が受け取ってくれ、あっという間にはけてしまいました。いま憲法を変える必要があるのか、なぜ憲法を変えるのか、憲法を変えれば人々の生活がよくなるのか、無意味な言葉遊びの背後にある事の本質を見定める必要があるとつくづく思われました。

三多摩メーデー報告

三多摩法律事務所 小口 明菜

去る5月1日、輝くような五月晴れの下、井の頭公園において第84回三多摩メーデーが開催されました。私は、昨年に引き続き、弁護士登録後2回目のメーデー参加となりました。

参加者は主宰者発表で4500人と、代々木公園でのメーデーと比較すると規模がやや小さいことは否定できません。しかし、会場には各団体ののぼり旗や横断幕がはためき、東京土建が毎年恒例で作成するデコレーションカー（荷台部分にデコレーションを施したトラック等、下段写真の後方が一例。）が彩りを添えて、代々木公園に勝るとも劣らぬ盛り上がりを見せていました。

壇上からは、改憲、TPP、社会保障制度改悪、労働法制規制緩和、被災地復興と原発問題等々、熱のこもった訴えが次々となされました。当事務所からも、吉田健一団員が三多摩憲法ネットワーク（憲法を守るための取り組みや情報の交流の場として結成された三多摩地域におけるつながり。）を代表して安倍政権による改憲の策動阻止を力強く訴えました。

上記のような諸課題のほか、三多摩地域の課題としては横田基地問題があります。3月26日には第2次新横田公害訴訟が提起されました。私も同弁護団の末席に名を連ねていますが、横田基地の問題はこの訴訟で扱っている騒音問題だけではありません。航空自衛隊総体司令部移駐に



みられる日米軍事同盟の強化や、オスプレイの飛来等にも反対運動を強めていく必要があります。三多摩メーデーでは、壇上での報告のほか、前記訴訟の訴訟団の参加があり、また個々の参加者からのアピールも積極的になされていました。個人的には、洗剤のパッケージを模したオスプレイ反対のプラカード「オスプレイー驚きの落ちやすさ！」の完成度の高さに衝撃を覚えました。このコピーのキレの良さ、私たちの活動にも取り入

りたいものです。写真を取り逃してしまいこの場でご紹介できないことがとても残念です。

これら諸課題への取り組みの強化を確認する三多摩メーデー宣言がなされた後は、シュプレヒコールをあげながら三鷹の街でデモ行進を行いました。

今、官邸前での反原発デモ等、多くの市民が参加する行動の機会が増えています。しかし、メーデーのように、労働者の権利に限らない様々な課題について、これだけ多くの人が集まって訴えを行う日はほかにあるでしょうか。いえ、ありません（おそらく）。メーデーは、自らの弁護士としての立ち位置を確認するとともに、ともにたたかう仲間が多くいることを実感して勇気につなげる1日だと、改めて感じました。

メーデー、えーでー！

東京南部法律事務所 竹村 和也

1 メーデー、えーでー。ギャグである。しかし、マジである。5月1日、代々木公園で行われたメーデー中央集会に参加した。今年は新人弁護士としての参加である。参加するにあたり、思うところが3つほどあった。

2 1つ目は、安倍政権が進めようとする雇用改革に対する危機感である。産業競争力会議、経済財政査問会議、規制改革会議などで次々に放たれる労働者イジメの「矢」。

産業競争力会議に提出された解雇自由化、規制改革会議に提出された限定正社員制度などが実現されてしまえば、労働者の地位の不安定化が進む。ますます人らしく働けない社会になってしまう。

雇用改革を叫んだ今年のメーデーは、それらの動きを跳ね返すきっかけになるはずである。

3 2つ目は、私が所属する事務所の多くの弁護士が取り組んでいるJAL整理解雇事件への決意である。更生計画という隠れ蓑の下、「物言う労働組合」を排除するために行われた整理解雇。不当な組合潰しを許さないためにも、また解雇自由化の動きをストップさせるためにも、控訴審で勝利しなければならない。

JAL原告団もメーデーに多く参加しているのを見て、運動が更に盛り上がり、控訴審での勝利に繋がることを確信した。

4 3つ目は、大阪で闘う母親への応援である。母親は、大阪市の公務員であり、思想調査アンケート問題、組合事務所移転問題で大阪市と訴訟内外で闘っている。橋下市長の異様な組合潰し、公務員の内心に土足で上がり込む暴挙。必ず勝利することを信じて、大阪で闘う組合と母親をメーデーに参加しながら応援した（恥ずかしいから本人には言わない）。

5 労働者は今こういった状況に置かれているか、労働者の要求は何なのかを体感するには労働者の運動の中に入らなければならない、と思う。労働者と一緒に歩き権利実現のために叫んだ



今年のメーデー。労働者の状況・要求を少しでも体感できた気がしている。
メーデー、えーでー。マジである。



若手弁護士へのメッセージ

「団結の時代」は再び来るか

東京共同法律事務所 宮里 邦雄

1965年弁護士登録し、黒田法律事務所（現東京法律事務所）に入所した。当時、労働事件を中心に弁護士活動に取り組んでいる弁護士を「労弁」と呼んでいたが、私も「労弁」の先輩達に倣いたいと思って、「労弁」を志した。学生時代に60年安保闘争を経験することになるが、いつもデモの先頭にいた労働者集団は、平和、民主主義、人権の担い手として輝いていた。

1960年代から1970年代、労働運動は昂揚期を迎えていた。中小企業における組合結成と組合つぶしの不当労働行為、激しい労働争議の展開、官公労のストライキとこれに対する弾圧（刑事弾圧と大量処分）等、労働事件といえば、その中心は集団的労働事件であった。まさに、「団結の時代」であった。最初の10年間は、裁判所よりも労働委員会へ出向く方が多かったのではないかと記憶する。さまざまな不当労働行為事件に取り組むなかで、労働者は、何故団結するのか、何故団結してたたかう必要があるのか、一方使用者は何故労働者の団結を嫌悪して団結を弱体化しようと試みるのか、それに抗してたたかうために必要なことは何か、など団結をめぐる労働者や労働組合が遭遇するさまざまな問題を体験することになった。

今日まで、ともかくも、労働事件の第一線で（と主観的には思っている）、その時々々の時代状況を反映するさまざまな労働事件に取り組み続けることができたことは、労働弁護士を志した者としては望外の幸せというべきであろう。

かつて、「団結の時代」を経験した者として、いまの労働組合や労働運動の状況には歯がゆさを禁じ得ない。労働運動の後退は、日本だけの問題ではないし、産業構造の変化、非正規雇用化など外部的要因によることも少なくないが、団結することの意義や団結する価値が失われたわけではないはずだ。

憲法28条の団結権保障は、生きているか、と問われれば、まことに心もとない。労働法は、団体交渉権、協約締結権など団結優位原則をとっているはずなのに、労働組合の組織率の後退、労働組合の規制力や影響力の低下、広がるノンユニオン企業、労働争議の減少や労働組合の活動の停滞など労働者にとって最強のはずの団結権は色あせつつある。もちろん非正規問題に熱心に取り組むユニオン運動など注目すべき動向もある。しかし、総じていえば、労働運動は、長い停滞から脱したとはいえず、目下のところ活性化への確かな展望を見出し得ていない。

労働組合のセミナーなどで労働法制をテーマとする講演をする機会が多いが、いま私がもっとも気がかりなことは、働く者の権利についての知識や権利意識が非常に弱まっていることだ。

労働法コンプライアンスに挑戦するかのように違法労働を強いる「ブラック企業」は、このような労働者の無知や法の権利意識につけいったものだ。労働組合は、権利を学ぶ学校であるが、その学校が機能していないことの影響は大きい。

それでも、「団結の時代」を経験した者は、労働者の権利は、労働者の自立と労働者の連帯によってこそ守られると考え、自立と連帯の団結組織としての労働組合の再生・復権への思い入れは

変わらない。

いま、解雇・雇止め、労働条件の一方的切り下げや差別処遇、過労死・過労自殺、パワハラなど働く者のクライシスコールがたえることなく鳴り響いている。

安部政権の登場により市場原理・規制緩和論が再び声高に主張され、雇用の流動化を図るためと称して、解雇規制の緩和を求める財界の要望が強まっている。働く者はさらに厳しい状況に追い込まれることが危惧され、働く者の権利を守る弁護士の出番はさらに増えるだろうし、働く者の権利教育において弁護士の果たすべき役割も大きい。若手弁護士の奮闘に期待したい。

最近かつてかかわった解雇事件の元依頼者の労働者から、定年のごあいさつをいただくことがあり、しばし往時のたたかいを追想し、胸が熱くなることがある。

昨年11月、10年間努めた日本労働弁護団の会長を退いたが、「団結の時代」が再び来ることを願い、若手弁護士の活動から刺激を受けつつ、「団結なければ権利なし」と語り続けたい。

「みちのくを駆けた青春」を拝読～ 人が生きる権利が尊重される社会を目指して

城北法律事務所 船尾 遼

1 仙台での被災体験

支部通信の高橋清一弁護士の「みちのくを駆けた青春」を拝読した。

私は仙台にて修習生活を送ったが、2011年3月11日に東日本大震災に被災した。実務修習地に移転してわずか4か月、未だ地理にもうとく、人間関係も希薄な地域で修習生同士協力して生活したことを覚えている。

津波の被害が生々しい東北の海辺で、ボランティアをしながら修習が再開するのを待った。そこで見たものは、復興支援政策とは名ばかりの、地域住民の声を無視した、利潤に対する欲望をむき出しにした政府の政策であった。

例えば、経済特区をつくり、企業を誘致する政策などを提案していたが、これは復興支援とは名ばかりで、企業に利益を得させる為、数年前から提案されていたものである。震災を契機に、これをビジネスチャンスと考える財界のあくなき欲望に言葉を失った。道路をつくり、インフラを整備したからといって、住み慣れた地域と職を失った被災者が生活を再建できるわけもない。これだけの被害を目の前にして、通り一遍の復興支援しか行わず、もともとこの国に存在する問題、例えば雇用、地域の声を反映した街づくり、中小企業支援等を全く行わない財界本位の政策を変えようとしないう政府の姿勢に強い憤りを感じた。

震災はこの国に存在する矛盾をあぶり出し、人の目にさらけ出したのである。

2 東京に戻る

現在私は東京の池袋で弁護士をしている。

仙台に残って、復興支援を通じた社会の前進に身を投じたいとも考えたが、日本の中心でなければできない活動もあると思い東京に帰ったのである。

東京ではいくつもの弁護団事件に関与し、労働、原発等の分野で幅広く活動している。また、自由法曹団においても、道州制の導入反対運動や TPP 参加反対などの活動をしている。もともと、労働運動の前進を目指して弁護士を志したが、仙台での体験が私の様々な活動の動機になっていると感じている。

3 生きる権利が尊重される社会を目指して

今の日本は、当たり前前の生活を送ることが難しい社会になっている。正社員は残業代さえ受け取ることができないまま、心身を害するほどの過重労働に従事しなければならない。一方、派遣社員は、いつ首を切られるかわからない不安の中で低賃金で生活せざるを得なくなっている。HP を見て事務所に駆け込んでくる労働者のほとんどがこのいずれかの層に属している。また、利益追求の果てに事故を起こした原発も再稼働をもくろみ、被災者の支援は不十分なままである。今の日本で余裕のある生活を送っているのは、本当に一握りのホワイトカラーだけなのである。

このような二層化こそが財界の狙いであるのなら、弁護士はその分野で個別の課題を通して戦わなければならないと思う。

人が生きる権利が尊重される社会を目指して、今後も様々な分野に取り組んでいきたいと思う。

「『私の事件簿』への返書」をうけてって

渋谷共同法律事務所 柴田 五郎

「若手へのメッセージ」として No473 号に「私の事件簿」を書きました。その後、支部事務局に以下のお手紙が届いたそうです。差出人がないため、そのまま支部ニュースに掲載するのはいかがかと言われました。しかし、私の原稿に引用するという形で掲載をしてもらうことにしました。感想をくれた方にお礼を申し上げるとともに、今後は恥ずかしがらず、是非記名で投稿をお願いします。

自由法曹団支部ニュース No473 号「若手へのメッセージ」に「私の事件簿」として、柴田五郎弁護士の一文が掲載された。

すでに良く知られているように、先生は、布川事件の原審途中から弁護人を務め、長期間の困難な裁判をたたかって、歴史的な最新無罪を勝ち取り、確定させた功労者の一人である。先生が、自分の「事件簿」の代表的事件として、布川事件を取り上げられたことは当然のことであるが、ここで先生が何を訴えたかのかについてはこの文章からは正直伝わって来ない。

布川事件を、脇から眺め、被告人とされた二人の訴えや先生はじめとする弁護団の昼夜を分かたぬ奮闘に大きな感銘と励ましを受けてきた法律事務職員の一人として、この間の「守る会」運動で見聞きした事柄を想起しながら、先生は、こんなことを言いたかったのではないかという「推論」を含めて、感想をまとめてみた。

柴田先生が、布川事件と出会ったのは、たまたま「日直当番」だった時に、この事件が持ち込まれたことにはじまる。先生が、どの時点で、この事件が無罪であるとの認識を持たれたかは「事件簿」からはわからないが、その後の事件の経過をみると、かなり早い段階での「確信」であったことが伺われる。柴田先生が、ここで（若手弁護士に）言いたかったのは、事件の選り好みをするな、日直であれ何であれ、ライフワークとなるような事件はどこにでもある、大事なものは、みてくれないでない、十分な吟味と検討、依頼者に寄り添ってその要望・希望を叶えるために努力することの大切さ、ではなかったろうか。布川事件は、後年大きな社会的な反響を呼ぶ大事件になったが、そのきっかけは、偶然というか、こんなささやかな出会いにあったんだよ、ということが言いたかった第一の点ではないでしょうか。

「事件簿」にもあるとおり、原審控訴（東京高裁）の傍聴者は、数名の親族だけだったと、いつか先生は語っておられました。そして法廷のあと、その人が持参したおにぎりをほおぼりながら、日比谷公園などで裁判の「総括」をするのが常だったと。「事件簿」には、『無罪獲得の為に、何でもやる覚悟はあるか』確かめてみた。『教えてくれれば何でもやる』というやりとりが出てきます。その「なんでもやる」のひとつが、獄中からの無罪の訴えの手紙を、被告人がたくさん発信したことでした。この訴えが力となり、原審確定後に運動が根付き、後年日本一の「守る会」に発展する原動力となりました。大衆的裁判闘争といわれる原則的な取り組みを、受任当初から貫いたことに、この事件の大きなカギがあった。先生が言いたかった二つめのことではないでしょうか。

原審は連敗。第一次再審も「惨敗」。先生は、他の弁護士の目からこの事件を見直してほしいという思いも込め、日弁連の事件委員会(原文ママ)にこの事件を取り上げるように訴えられました。事件委員会の会議あるいは弁護団の打ち合わせ、「針のムシロ」に座っている心地だったと、いつか先生が語っておられました。再審中に逝去された元東京南部法律事務所の山川弁護士が、原審弁護団、第一次再審弁護団に重要な見落としがある、勝利のためには柴田弁護士といえども「批判」の対象にする（表現はもっと柔らかでしたが）ことをのべておられたことを懐かしく思い出します。

集団的事件検討の力、ベテランと若手の弁護士の事実にもとづいた真摯な議論が、検察の証拠隠しの妨害の壁も突き崩し、再審無罪を実現したのだと思います。先生が、原審からこの事件にかかわり続け、自分の力量の「足らざる」を率直に認めつつも、無期懲役は自分にも課せられた罰として、これを何としても晴らすという執念を捨てることなく持ちつづけたことが、弁護団の求心力を作り歴史的勝利を勝ち取ったのだとおもいます。法律家の力の結集、これが先生が言いたかった三つ目のことだったのではないかと思います。

布川事件の再審無罪が確定した後何度かお会いした先生が、いかにも一つの仕事をやり終えたというように、いつも穏やかな表情をなさっていました。加齢は自然の摂理。老いにストップはかけられませんが、いつまでも元気で、布川事件の教訓の語り部として、弁護士にとどまらず、自由法曹団の事務所に働く私たち事務員にもいろいろ教えていただければと思います。生意気な感想ですみませんが、お許し下さい。

三鷹弾圧事件報告

武蔵野法律事務所

井口 宇乃

平成24年12月8日都知事選の宇都宮候補の法定ビラを三鷹のUR団地の3階の部屋のドアポストに投函しようとして、居住者の男性から呼び止められて拘束された男性Bさんが住居侵入で現行犯逮捕された。

事務所に電話があり、三鷹警察に行くと、既に警察前に支援者が集まっており、警察は支援者が敷地内に入らないようにチェーンを入りに張った物々しい警備状態だった。弁護士20年目だが、弾圧事件初体験の私は「これが弾圧事件か」と内心びびりながら「接見です。」と弁護士バッチを見せて1人警察の中へ入った。

接見室でBさんから「氏名も含めて完全黙秘しているが、氏名は明らかにした方が良いのか？」つい最近、最高裁でビラ配りの無罪判決が出ているはずだが、私の件はどうか？」と聞かれる。完全黙秘の刑事事件なんて初めてだし、頭はパニックになった。最高裁判例（堀越事件と世田谷事件、12月7日に最高で判決が出ていた）のうち、確かに堀越事件については無罪判決が出ているものの、罪名が国家公務員法違反で、本件とは罪名が違う。しかし、団地自体がオートロックではない開放的な構造になっていることやBさんが入った入り口には「立ち入り禁止」の表示がなかったこと、Bさんは相手方に暴力を振るっていない等事件の態様からして、住居侵入や傷害には該当しないとの方針で行くことにし、本人を励ました。

接見後、弁護人選任届をもらおうとして、留置係から「先生、氏名を黙秘しているんですが、どうやって弁護人選任届を書いて貰いますか？」と聞かれ、はたと困ってしまった。これまた、諸方面と相談し留置番号で特定すればいいということで、留置番号入りの弁護人選任届を入手した。

逮捕されたのは土曜日だったが、先輩弁護士の池末弁護士は土日返上で現地を見に行き、Bさんがビラを配布した経路や団地の構造を確認し、立ち入り禁止の札が貼られていないことを立証する写真も撮った。（事件後すぐに立ち入り禁止の札が貼られるようになったので、貴重な証拠となった。）

平成24年12月10日にBさんは住居侵入と傷害で検察庁に送致されたので、検事面会をし、意見書を提出し、交渉するが、検察官は勾留請求をした。

そのため、勾留決定を裁判所が出さないように裁判所に申し入れをするしかないということになり、清瀬事件を担当した事務所の菅井弁護士から清瀬事件の意見書を見せてもらい、参考にし意見書を作成した。平成24年12月11日裁判所に勾留決定をしないように意見書を提出し、その際担当裁判官に申し入れをして面接をした。裁判官はわりと飄々とした感じで「分かりました。午後になったら結果が出るので問い合わせをして下さい。」と言ってくれた。そして、裁判所が勾留却下決定をし、Bさんが釈放された。

その後、不起訴処分にするように検察庁に申し入れをしたが、検察官は当初、本人から話を直接聞いてからでないと処分を決定できないと繰り返したので、直接の取り調べには絶対に応じな

いとの見解書も提出した。支援者らが検察庁への要請行動を定期的に繰り返した効果もあったのか、平成25年3月27日に住居侵入・傷害とも不起訴処分となった。

平成25年5月13日には報告集会が三鷹で開かれ、宇都宮健児弁護士が来賓として来られ、田中隆弁護士から「選挙活動の自由と権力とのたたかい」という記念講演が行われ、事件は発生後約5ヶ月で無事に終了した。

五反田法律事務所の紹介

五反田法律事務所 串山 泰生

1. はじめに

五反田法律事務所は1977年に品川区東五反田に設立され、1995年11月にはJR五反田駅前にある今の所在地に移転し、昨年10月に開所35年を迎えました。

弁護士4名で開設し、現在は19期から65期までの弁護士12名(男性8名、女性4名)と事務局員6名を擁し、品川・大田地域を中心に地域に密着した活動に日々取り組んでいます。

2. 五反田の街と事務所

事務所はJR五反田駅前徒歩1分の場所にあり「駅前にある洋服の〇〇のビルの5階」と言えばそれだけで場所が説明できてしまいとっても便利です。

同じビルにブラジルやペルーの総領事館も入居していて、エレベーターの中では、ときどきスペイン語やポルトガル語の会話が飛び交っています。

事務所から見て駅の反対側には、司法試験会場として例年使用される東京五反田 TOC ビルがあります。先月(5月)も多く受験生がJR五反田駅から会場に向け歩く姿が見られました。多くの司法試験受験生が悲喜交々を味わった街、それが五反田です。この記事をご覧の方の中にも、かつて五反田で試験に臨まれた方がおられるのではないのでしょうか。かく言う私も今から3年程前、ここで受験し悪戦苦闘したことが思い出されます。そのときは、まさか五反田で働くことになろうとは夢にも思いませんでした。

3. 事務所の特徴

我が事務所では、各法律家団体への加入や各弁護士・集団事件への参加はそれぞれの弁護士の裁量に委ねられています。事務所を挙げて何かに取り組むというより、個々の弁護士が自分の関心分野に取り組んでいます。現在は原発、アスベスト、薬害の各弁護士に所属して活動している弁護士もいれば、ドイツまで何度も足を運び同国のエネルギー革命(原子力・化石燃料から再生可能エネルギーへのシフト)について「再生可能エネルギーが社会を変える」(現代人文社2013.2)という著書を出した弁護士もいます。

よく言えば「自由」悪く言えば「まとまりがない」というのが最大の特徴でしょうか。

自由な気風こそ、これまで35年間で培われた我が事務所の伝統なのだと思います。何者にも縛られず、個々の弁護士が己の意思と良心に基づいて活動できるという良き伝統は、これからも引き継がれるでしょう。

4. 憲法問題について

事務所が駅に近いので、選挙が近づくと駅頭宣伝の声が聞こえてきます。最近は改憲論が勢いを増していますが、戦後67年の平和は現行憲法の賜にほかなりません。これからも平和憲法が守られるよう、五反田法律事務所は護憲の砦であり続けます。

新人紹介

北千住法律事務所 金湖 恒一郎

1. 日本航空に勤めていました

みなさま、こんにちは。北千住法律事務所の金湖恒一郎です。

珍しい名字ゆえ、名前の由来をよく尋ねられます。私も気になって親に尋ねてみたのですが、残念ながら「知らない」とのことでした。景気の良さそうな名字ですが、今のところ、完全に名前負けです。

出身は東京です。先日「運動会を中止せよ」との脅迫状が送られて話題となった開成中学・高校を卒業し、最近では定員割れになるほど不人気の東京大学法学部を卒業したあと、日本航空（JAL）に入社しました。といっても、パイロットではなく地上職です。成田空港、那覇空港で働いたあと、念願叶って海外勤務となり、インドネシアのジャカルタに赴任しました。任期中、洪水が起きたりテロがあったりと大変でしたが、日本とまったく異なる文化（インドネシアは、世界最大のイスラム国家です）を持つ人々と共に暮らした経験は、私にとってかけがえのない財産となりました。

帰国後は本社の経理部に配属となり、サラリーマンとなって初めて、満員電車で揺られる毎日を経験しました。その後、思うところがあってJALを退社し、一橋大学法科大学院に進み、静岡での司法修習を経て、今に至ります。

2. 今年は憲法の年！

先に行われた5月集会で、全体会の講師をされた渡辺治教授が、改憲の動きについて「オオカミ少年にはなりたくないが、今回は本当に危ない」旨の発言をされていましたが、そのとおりだと思います。

安倍首相の人気は衰え知らずで、自民党は高い支持率を維持しています。維新の会は、橋下氏の「従軍慰安婦必要発言」で躓きましたが、維新の支持層は自民党かみんなの党に流れるでしょうから、結局のところ、夏の参院選で改憲勢力が3分の2以上の議席を確保しかねない情勢に変わりはありません。

法曹関係以外の友人に話を聞くと、自民党をはじめとする改憲勢力に対し、「この閉塞感を打ち破ってほしい」という期待が大きいようです。要するに、「民主党がダメだったから、今度は自民党（ないしみんなの党、維新の会）に任せてみよう。ダメだったらそのとき考えればいい。」というわけです。憲法といっても、「法律の親玉」くらいのイメージで捉えているので、「別に変えてもいいんじゃない？」という感覚です。自民党の憲法改正草案がヤバイという話

をしようにも、そもそも自民党改憲草案自体がそれほど知られていません。

これはいかん！ということで、微力ながら、憲法について情報発信していきたいと思います。足立では、元外務省国際情報局長の孫崎享さんをゲストに迎え、5月28日に「憲法の集い」が開催されました。私はその実行委員として、冒頭でちょこっと挨拶させていただきました。こうした機会を活かして、憲法の持つ意義や、改憲が我々にもたらす影響について、わかりやすく伝えていきたいと思います。

3. 今後の抱負

日本航空では、空港の現場に立って、「お客様の目線に立ったサービス」を心掛けてきました。その経験を活かし、依頼者の方が何でも話せるような、親しみやすい「下町の町弁」を目指したいと思います。

また、国際人権 NGO ヒューマンライツ・ナウや、外国人英語教師の方などが加盟している多民族・多国籍労組「全国一般東京ゼネラルユニオン」（東ゼン）での活動にも取り組んでいく所存です。

皆さまと一緒に、様々な人権課題に向き合ってまいりたいと思います。至らぬ点ばかりでご迷惑をおかけいたしますが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

UR高幡台事件不当判決の検討会を開催します。皆さま是非ご参加下さい！

自由法曹団市民問題担当次長 瀬川 宏貴

かねてより問題となっているUR高幡台団地73号棟の立ち退き訴訟で、東京地裁立川支部は、本年3月28日、仮執行宣言付きで明渡し請求を認めるという不当判決を出しました。

訴訟は東京高裁でのたたかいに移っていますが、今後のたたかいに活かすため、団においても判決の批判的検討会を行うこととしました。当日は、弁護団も交え活発な議論を行いたいと思っています。皆さまのご参加をお待ちしております。

日時 6月19日（水） 13時00～15時00

場所 団本部

6月19日判決検討会のご参加について、FAXの自由法曹団本部
（FAX：03-3814-2623）まで、ご返信下さい。

異議ありオリンピック～スポーツ 振興局招致推進部との面談

事務局次長 市野 綾子

5月21日、東京都庁において、「異議ありオリンピック」実行委員会は、スポーツ振興局招致推進部と面談をし、猪瀬知事のトルコに対する差別的発言等は、オリンピック精神を理解していないことの表れであるから直ちに立候補を取り下げるよう求める声明を出しました。さらに、実行委員会は、招致委員会に対して、以下の通り12点に及んで質問をぶつけ、各問題点について、招致推進部（東京都）としての回答を受け、若干の議論をしました。以下に一部報告いたします。

（１）地震や津波への対策

選手村構想では、防潮堤より海側に高層マンションを建て、オリンピック期間中は、一部を選手村として利用することとしています。地震や津波に対する防護措置が講じられていません。本来、マンション等の建築は、許可されない地域という認識をしていますが、招致委員会は、どのようにお考えでしょうか。

招致推進部・東京都）防潮堤の外側に立てることは事実。高潮対策として完全には守られていない。基本的にすべて盛土をして海面から6メートルのところに建てている。その高さまで防潮堤または盛土が必要になる。そこに選手村をつくり、後は分譲住宅にする予定。盛土をするので問題ない。既にそうした形で民間の建物が建築されている。

実行委員会）3月11日に防潮堤のゲートが閉まらなかったのは知っているか。地震を前提とした浸水対策はしていないのか。

都）地震でくる浸水は2メートルと想定している。防潮堤閉まらなくても盛土をしているので問題ない。

（２）あまりにコンパクトな会場施設計画

選手村を中心とした8km以内に84%の大会会場を配置するコンパクトなオリンピックを強調していますが、そのことで施設計画に無理が生じていると思われます。本来、東京都全域を対象にし、さらにオリンピック終了後も都民が有効に利用できる環境を整えることも考慮した施設計画こそ理解が得られるものと思われます。「コンパクト」の本当の狙いは、臨海部開発を最大の狙いしていると考えます。

都）臨海開発が目的ではない。コンパクトというのはIOCが求めている考え方。北京のようなオリンピックパークを作ってその中で行うのが典型的で大規模な開発を伴う。それは東京ではできない。IOCがコンパクトを求めているのは選手の移動の利便、一般住民への迷惑を少なく

するため。他都市と競争しなければならないのでＩＯＣに従った。都民が有効に使える施設を残すべきというのは当然だが、コンパクトにまとめとなるとすり合わせが難しい。代々木競技場など古い施設を新しく整備するものは修理すれば東京都民も利用できる。武蔵野の施設も使う。あちこちに小さい施設を分散させても５０００人規模の施設が求められているので難しい。すべての市区町村で大会行われる。

（３）犠牲にされる葛西臨海公園の自然

カヌースラロームの会場が、葛西臨海公園の豊かな自然を破壊して設置されることになっていますが、それではかけがいのない都民の財産を失うことになります。東京の貴重な自然環境を破壊して競技施設を設置することは、オリンピズムに反する行為です。だからこそ、当該の首長も明確に反対の意思を示しているものと思われます。計画の変更をすべきと考えます。

都）日本野鳥の会とも昨年の夏から話をしている。環境再生のシンボル。野鳥や昆虫などについて野鳥の会に教わったことがたくさんある。しかし都内にスポーツに親しめる場所をもっとつくりたい。カヌーやボートといった水のスポーツの施設の規模が小さく不足しているのが現状。国際競技団体の承認は２００６年でもらった。２０２０年に向けてもう一度承認を求めている。オリンピックのために自然を破壊することはＩＯＣも求めている。葛西臨海公園のなかでの詳細な設計はまだ決まっていない。

実）場所を変えることも考えているか

都）場所を変えとなると時間も手間もかかるので簡単に変えるとはいえないが、変更の可能性が全くないことはない。

（４）奪われる夢の島陸上競技場

馬術会場は、夢の島陸上競技場と１２面の野球場を改修して設置することになっているが、都民の数少ないスポーツ活動の拠点を奪うことになるので、都民とスポーツ愛好者は、それを許容することはできません。この施設計画も一旦白紙に戻して、再度計画を建てるようにすべきと考えます。また、仮に、馬術会場が夢の島になるとして、オリンピック終了後に、施設を元通りに復元するようになっている計画なのか、見解をお聞かせ下さい。同時に、ホッケー会場として大田スタジアムを改修する施設計画になっていますが、こちらも、数少ない都民のスポーツ施設です。施設計画を変更するように要請します。

都）馬術会場について。夢の島の陸上競技場と野球場。陸上競技場を競技会場、野球場は馬用。すべて仮設。終わったら壊す。ホッケー会場は北側の野球場。これは残す予定。野球場をどうすべきかは今後も議論する。都民が使える野球場をなくすということは問題あるが、しかし、コンパクトな計画となると、既存の施設の用途を変更する必要もある。野球をする人は多く、野球の需要が多いことも認識しているが、ホッケーをしたい人もいる。ホッケーの施設も必要。

（５）水泳に適さない海水汚染

オープンウォーターの会場は台場海浜公園となっていますが、海水の汚染があることから「遊泳禁止」あるいは、「許可されたもの以外は遊泳禁止」という場所です。選手が安全安心に大会に臨める場所を設定するのは、主催都市として当然の姿勢であります。そうした観点から、オープンウォーター競技会場の変更が必要と考えます。どのような対策を考えているのか。

都) トライアスロン会場について。公園局の説明は人口海浜で少し水に入るとすぐ深くなっているので遊泳禁止にした。国際トライアスロン連合と話し合った結果、問題ないということになった。これまでもトライアスロンはしてきた。

(6) 放射能影響について

福島原発事故による放射性物質の飛散が重大な問題になっている現在、「国際放射線防護委員会（ICRP）勧告における放射線の防護基準を十分満足している。」という立候補ファイルの文言は、世界の人々を欺くこととなります。セシウム、ストロンチウムの内部被爆が起これば、重大な過失となります。2年を経ても、なお収束の見通しすら持てない福島原発事故の被害状況を冷厳に見つめ、都内でも高い放射線が確認されるなどしていることを覆い隠すことなく世界に発信することは、事故を起こした国の責任であることです。人類の安全安心を守る上でも、守らなければならない立場だと強く指摘するものです。立候補ファイルからみると、放射能の問題は、全く心配ないという誤解を与えるものであることを認識して下さい。

都) ファイルの文言は事実。モニタリングポストの計測値は下回っていることを事実として書いた。原発事故が解決したといえないことはわかっているが、東京の放射線の値が問題がないことを事実に基づいて書いた。そのほかのことは我々の計画の外の問題。地震があつて、のきなみスポーツ大会が延期されたり変更されたりした。フィギュアスケート、ラグビー大会など。夏以降に。3月4月は計画停電があつたりしてできなかった。夏以降は問題ないので実施してほしいと求めて秋以降は実施した。2012年の夏にはFIFAの20歳以下の女子のワールドカップを開催した。可能な範囲で大会を開くことは必要。

(7) 巨大地震、津波対策

南海トラフ地震が数年のうちに起きる可能性が議論されていることを重く受け止め、地震と津波に対する対策を万全に行うことが主催都市の責任です。液状化に対する対策、避難の対応など具体的に示し、世界のオリンピックと観戦者もふくめた多くの人々に発信すべきです。申請ファイルでは、300年以上も東京湾に津波被害は発生していないとしています。現在、大規模な地震や津波の発生が、専門家の間でも議論されている今日、現実的な対応をすべきであると考えます。

都) 300年以上も東京湾に地震ないのは事実。事実を書いた。地震と津波の対策を万全におこなうのはオリンピックなくても東京都で推進すべき。オリンピックの計画ということであれば耐震基準を満たした施設、高潮対策をする。

（８）追い出される住民

国立霞ヶ丘競技場の改修にあたって、都営住宅を移転させる計画になっていることは、重大な問題である。１ヵ月間の大会のために、通常の生活が脅かされることは人道的に大きな問題があります。計画の変更を検討すべきです。また、建設経費は、東京都は支出せず、すべて国の予算で賄うのですか。

都）都営住宅の建て替えはオリンピック関係ない。国立競技場の改修は求めてきたが国が責任をもって行う。当然移転先を準備している。そのほかのものと比べて許されないものかどうかについてコメントできない。

（９）情報公開

オリンピック会場のＣＤ－ＲＯＭについて情報開示請求をしてきましたが、招致委員会と東京都の招致推進部がたらいまわしのような対応を取った挙句、開示出来ないという結論を出しました。どの立候補都市も既に、立候補ファイルが提出されている現在、招致活動に支障がでるという理由で、都民に情報を開示しないという対応は、全く理解できません。なにか、秘密裏に招致活動を進めようとしているのか疑惑が発生しています。招致委員会の情報不開示の決定をすぐに取り消し、都民に明らかにすべきと考えます。

都）９月にオリンピック開催地が決定するまでは、公表した資料以外は競争上、非公開としている。他都市もＣＤＲＯＭに出しているものはＩＯＣに出している。自分たちも見れない。

（１０）オリンピックレーン

輸送戦略として総延長６０７ｋｍのオリンピックレーンを設置するとありますが、具体的には、どのようなシステムとなるのでしょうか。狭い道路の中で、専用レーンを設置すれば、一般車両の渋滞が発生することが予測されます。そうした問題が発生することが懸念されています。

都）オリンピック専用道路、優先道路の計画がある。渋滞を緩和する計画はこれから考えて行かなければならない。オリンピック開催時には、中央環状線が全通、圏央道が全通していることを前提。都心に流入してくる車は減少しているだろう。ロンドンオリンピック前に大渋滞の心配が報道されて実際にそうだったが、企業が協力したり国を挙げてのキャンペーンをしたりして大会時には問題なかった。

（１１）巨額な招致予算

今回の招致活動予算は、７５億円とされており、半分の３８億円を東京都が支出するとしています。残りの３７億円の確保については、情報が開示されていません。これまでに、どのくらいのスポンサーがついて、総額はどの程度に上っているのか現在の到達点を開示して下さい。併せて、今後の見通しについてもご見解をお聞かせ下さい。

都) 東京都が半分負担。税金が原資。民間からの資金については民間との契約なので詳細に知らせる必要はない。協賛企業は18社。公開している。いくら寄付されているかどうかは今後の寄付をもらうのに支障があるので知らせることはできない。

(12) 猪瀬発言

26日付けニューヨーク・タイムズで報じられた、猪瀬知事によるオリンピック開催都市に立候補しているイスタンブールを批判する発言がありました。30日野記者会見で謝罪したとしていますが、東京招致責任者によるオリンピズムの根幹を冒瀆する発言であり、看過することはできません。民族や文化の違いを超えて友好や相互理解を深めるのがオリンピックであり、今回の発言はまさに同精神に相反するものです。これこそ、石原前知事から猪瀬知事に継承された差別と蔑視の姿勢に他なりません。

私たち実行委員会は、今回の猪瀬知事の発言に強く抗議すると共に、改めて、オリンピック招致に立候補する資格がないことを指摘するものです。

都) 知事の発言によって東京が招致の場から降りるという議論はない。ただ、知事の真意がわからなかったのが、オリンピズムについて勉強してもらう必要があると思った。武田理事長もコメントHPに載せた。IOCからもこのことについてこれ以上は問題視しないと言われた。

今年もサマーセミナーに参加ください

事務局長 齊藤園生

毎年夏休みの最終週の金曜・土曜に開催してきた恒例のサマーセミナー。今年は以下の通り、箱根で実施する予定です。

今回の1日目の講師には東京新聞記者の半田滋さんを迎えます。近年では武器輸出三原則が緩和され、オスプレイ低空訓練が日本で始まるなど、日本の平和原則に反して、ますます日本が米軍のアジア戦略に組み込まれる深刻な事態が進行しています。米軍に組み込まれる自衛隊や基地で、今何が起きているのか、新聞記者として優れた取材を続けている半田氏に、新聞では書けないことを含め語っていただきます。特に、若手の皆さんの参加をお願いします。

また第2日目の講演はまだ未定です。こんな題材を扱ってほしいという要望もお寄せください。

日時 8月23日 13:00 開会
24日 12:00 終了(予定)

場所 箱根 ホテル岡田 <http://www.hotel-okada.co.jp/>

参加費用 17000円

5 月幹事会 議事録

参加者 10 人

1 5 月集会の感想

m) 渡辺先生の話など思った以上に良い集会であった。

O) 渡邊修先生のお話しはかなり突っ込んだ話で勉強になった。労働分科会に出た。安倍政権下での政策について。2 日目の非正規問題、J A L から当事者の訴えがありよかった。

S) 渡邊先生の話は戦後最大の改定の危機の認識必要というのはそうだった。相手が 1 枚岩でないのだからこちらも考えなければならぬと思った。

H) 渡辺先生の話はバラバラの運動体をどう一致団結させるのが課題だったと思った。

M) 出ていない分科会の資料もほしいと思ったが、出ていない分科会のものはもらえなかった。

m) 憲法分科会において、一つの発言についていろいろな意見がいえそうな雰囲気にしてほしい。時間の問題もあってなかなか難しいかもしれないが。

H) 発言通告制度を修正の余地があるのでは。

M) 憲法分科会で渡邊先生に質問したかったができる雰囲気ではなかった。

2 東京支部のとりくみ

① 5 月 10 日のとりくみ

E) 品川は通行人がいなかった。ビラへの食いつきは悪かった。

② 若手の会

H) リーフレットが飛ぶように売れている。いま、増刷しているところ。

O) 紙芝居も評判がよい。

③ 5 月 3 日の警備（出席者：斉藤、大浦、宮川 ほか団支部から複数参加していた）

・右翼の妨害宣伝がすごい。

④ 各事務所のとりくみアンケート

E) 電話をすると反応が分かってよかった。

O) F A X ニュースを認識している人とそうでない人がいる。F A X を流した直後に電話をしたほうがよい。弁護士を手配するには日程的に要請が直前すぎた。

S) 大手だけでも各事務所へのアンケートをする必要があるのではないか。

m) 団支部として、講演などを報告してください、そのときのレジュメを流してくださいという呼びかけをすればもう少し情報が集まるのではないか。

O) 前回の支部ニュースの取り組みをのせた。それきりで終わりにしては意味がないので、次回以降ものせてもらってはどうか。

m) 9 条を表面化するのは通りにくいという判断のもと、9 6 条なら通りやすいという見通しで出したがそうではなかった。国民が憲法を変えたがっているのに議員 3 分の 1 が反対しているから変えられないのは国民主権に反するという主張。事実にも基づいていない。理論的にも運動的にも叩いていけば勝てると思う。参議院の 3 分の 2 は 1 6 3。9 6 条 + α（環境権、プライバシー

一権)などの案に対する理論を考えておく必要がある。

⑤ 都議選に向けて

m) 各政党がどんな立場をとっているか、アンケートをとる。アンケートは○×形式がよい。

3 労働関係

O) アベ「雇用改革」を切る！ブックレット発行について。本部労働問題委員会でこれから中身を詰める。解雇の自由化を進める企業に有利な点について。

m) 現場の実体をどのようにすべての労働者に広めていくか。全労連などのおおきな組織が、桁の違う運動をすべき。マスコミにどうやってくさびを打ち込むのか。方向性だけでも出さないと運動は高まらない。当事者はわかっていてもどうすればわからない状況。団がすべてできるわけではないが、動きをつくらないといけない。

M) 財界は開き直ってくると思う。利益だけではなくて多様な働き方を提供するという主張が考えられる。これに対する反論を準備しておく必要がある。

m) 日本は海外に進出していく、自分たちは犠牲者だという主張。しかし、本社は日本にある。いざというときは日本政府のバックアップを期待している。海外で自衛隊がんばれという。日本政府に守られている。

4 貧困問題

m) 片山さつきが問題。これをマスコミが同調して取り上げる。これは本来マスコミが採るべき姿ではない。

5 原発問題

m) 東電を破綻させる議論も本格的にする必要がある。損害賠償責任主体の問題があるので団としては踏み込めていない。

F) こういうとき法人擬制説が正しいと思う。取締役の責任を追及すべき。

S) 東電だけではとらえきれない問題。国の責任も追及すべき。

Y) 生き残りながら賠償できないからといって電気料金値上げでうやむやになりかねない。

M) 原発の輸出問題はどうか

I) 原発を輸出するとしている点も問題。しかし、5月集会などできちんとした議論はできていな

6 教育問題

・大田、武蔵村山、横浜が育鵬社にとられた。とりわけ大田は、前教育委員長であり当時、教科書採択にかかわった桜井さんもしらなかった。用意周到な動きが作られていた。

・これらの地域の団員・阻止しようとしてきた人をあつめ今後の対策を打つべきなのではないか

7 オリンピック問題

I) 昨日、猪瀬発言を受けての声明と立候補ファイルの問題点についての回答をもらってきた。無理なコンパクト計画により無理が生じている印象を受けた。

8 民弁との交流

H) 民弁の先生は9条に対する関心が強い。歴史認識問題も。日本の軍事産業の動向を聞かれた。韓国の報道などのほうが日本の軍事関係については詳しい。日本が軍国主義になるのではないかと危惧されている。

M) 96条についてもよく知っていた。

Y) もっと若手への宣伝がほしかった

9 サマーセミナーについて

講師 半田 滋氏（東京新聞記者）に決定。

場所 ホテル岡田

費用 1万7000円

日誌

5月17日～6月7日

5月17日～20日 五月集会 プレ企画（湯沢）

22日 支部幹事会

27日 団事務局会議

28日 団労働問題委員会

31日 団給費制問題委員会

6月 3日 支部 「公正な選挙」をもとめ選挙管理委員会へ申し入れ

4日 支部事務局会議／団原発問題委員会／団構造改革委員会

5日 団教育問題委員会

6日 市民問題委員会

7日 団事務局会

